この逐条解説(案)は、これまでの検討委員会での議論をもとに作成した条例 (案)の解説をするものです。これまでの検討委員会でのご意見を参考とし作成 しました。より良い内容となるよう、委員の皆様のご意見をお願いいたします。

【今後のスケジュール】

8月9日(水) 第7回検討委員会 逐条解説(案)の説明

9月1日(木)まで 各委員からの逐条解説(案)の校正・内容確認

9月下旬 第8回検討委員会 逐条解説 (案) の修正・内容確認

(案)

「行田市障がい者差別解消推進条例」 ~共生社会づくり条例~ 逐条解説

行田市健康福祉部福祉課 障がい福祉グループ

令和5年●月

はじめに

本逐条解説は、行田市障がい者差別解消推進条例(令和 5 年告示第●号)の内容について、個別具体的に説明するものです。

条例の内容についてご理解いただくことで、障がいのある方への差別の解消を 推進し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性 が尊重される共生社会の推進を目指していくものです。

- ※ この逐条解説は、条例と併せ、定期的に内容の見直しを行います。
- ※ 本条例における「障害」の表記については、法律名や法令等に基づく制度や施設名・組織名等の固有名詞など、漢字が適当な場合を除き、「障がい」としています。

	目		次	.]																													
体	系	図		•	•	•	•	•	•				•				•	•		•	•		•	•	•			•	•		•	3 ~	ージ
前	文	•		•		•	•	•		•			•			•	•	•			•	•			•			•	•	•		4 ~	ージ
第	1	章		総	則																												
	第	1	条		([自自	勺)																	•								5 ~	ージ
	第	2	条		(5	官事	轰)																									6 °	ージ
	第	3	条	(基	本	理	念)																							13ペ	ージ
	第	4	条	(市	の	責	務)		•															•						16ペ	ージ
	第	5	条	(事	業	者	の	責	務)					•						•						•	•			17ペ	ージ
	第	6	条	(市	民	の	責	務)																						18~	ージ
	第	7	条	(障	が	い	者	計	画	ع	の	関	係)																	19~	ージ
第	2	章		障	が	い	を	理	由	ع	す	る	差	別	の	禁	止																
	第	8	条	(不	当	な	差	別	的	取	扱	い	の	禁	止)					•		•		•						20~	ージ
	第	9	条	(合	理	的	配	慮	の	提	供)																			22~	ージ
	第	1	0	条	(環	境	の	整	備)																					24~	ージ
第	3	章		障	が	い	を	理	由	ع	す	る	差	別	に	関	す	る	相	談	•	紛	争	の	防	止	等	の	た	め	の	体制	
	第	1	1	条	(相	談)																								26~	ージ
	第	1	2	条	(あ	っ	せ	ん	の	申	立	て)																		27~	ージ
	第	1	3	条	(あ	っ	せ	ん)																						29~	ージ
																																	ージ
第	4	章		共	生	社	会	実	現	に	向	ゖ	た	取	組																		
	第	1	5	条	(情	報	の	収	集	•	整	理	及	び	提	供)						•								34~	ニージ
	第	1	6	条	(相	互	理	解	の	促	進)	•												•						35ペ	ニージ
	第	1	7	条	(教	育)																								36ペ	ージ
	第	1	8	条	(意	思	疎	通)																							ージ
第	5	章		雑	則			-	_																								
	第	1	9	条	(委	任)					•															•				38~	ージ

・・・・・・・・・・・・・39ページ

体系図

私たちのまち行田市は、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (定義)

- (2)社会的障壁
- (3)障がいを理由とする差別
- (4) 不当な差別的取扱い
- (5) 合理的配慮の提供
- (6) 正当な理由
- (7) 障がいの社会モデル
- (8)行政機関等
- (9)事業者
- (10) 市民

第3条(基本理念)

第4条(市の責務)

第5条(事業者の責務)

第6条(市民の責務)

第7条(障がい者計画との関係)

第2章 障がいを理由とする差別の禁止等

第8条 (不当な差別的取扱いの禁止)

第9条(合理的配慮の提供)

第10条 (環境の整備)

第3章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛

争の防止等のための体制

第11条(相談)

第12条(あっせんの申立て)

第13条(あっせん)

第14条(勧告及び公表の措置)

第4章 共生社会実現に向けた取組

第15条(情報の収集、整理及び提供)

第16条(相互理解の促進)

第17条(教育)

第18条(意思疎通)

第5章 雑則

第19条(委任)

附則

(施行期日)

令和5年12月9日施行。ただし、第12条から第14条までの規定は、令和6年4月1日から施行。 (条例の見直し)

- 2 この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う。
- (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されるまでの経過措置)
- 3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号) が施行されるまでの間における第9条第2項の規定の適用について、同項中「提供を行わなければな らない」とあるのは「提供を行うよう努めなければならない」とする。

前文

私たちのまち行田市は、豊かな自然と、埼玉県名発祥の地としての由緒ある歴 史が息づくまちとして、先人たちの郷土愛とたゆまぬ努力により、現在まで受け 継がれてきた。

この住み慣れた地域で、その人らしく生活し、心豊かに暮らすことは、私たち 市民の共通の願いである。

しかしながら、障がいのある人は、障がいや障がいのある人への理解の不足又は偏見から生じる社会的障壁による困りごとを抱え、日々の生活の中で障がいを理由とした不利益な取扱い等の差別を受けていると感じている場合も少なくない。障がいのある人が日々の生活の中で受ける差別は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任である。

このため、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組むことが必要である。障がいのある人もない人も、互いを理解し、思いやりの心を持つことで、「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち行田」がつくられる。

私たちのまち行田市は、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定する。

【解 説】

この条例を制定しようとした経緯や考え方を明らかにするため、前文を設けた ものです。

「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち行田」は、市の保健福祉の分野別計画(障がい分野、高齢・介護分野、子ども・子育て分野等)の上位計画として位置づけている行田市地域福祉推進計画(第3期行田市地域福祉計画、第3期行田市地域福祉推進計画)において、行田市が目指す「地域福祉のあるべき姿」をあらわしたものであり、本条例の制定は地域共生社会の実現の第一歩となります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。次条第8号において「障害者差別解消法」という。)の趣旨を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消の実現に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に資することを目的とする。

【解 説】

本条例の制定目的を明らかにしたものであり、条例の解釈運用の基本となるものです。

本条例では、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害者差別解消法に定められた、障害を理由とする差別を禁止するとの原則を確認し、差別を解消し、障がいのある人の社会参加の機会を守るため、市がすべての人に向けて、本条例の基本理念が根付くための施策を行うことを明記しています。

また、市、事業者及び市民のしなければならないことを明らかにするとともに、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を認め合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現に資することを目的としています。

ポイント

障がいのある、なしに関係なくみんながお互いに助け合いながら、みんなで暮らせる社会をつくることを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。)に起因する障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
 - (3) 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。
 - (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連する事由 を理由として、障がいのある人に対して不利益な取扱いをすることをいう。
 - (5) 合理的配慮の提供 障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(本人の意思表明が困難な場合に、障がいのある人の家族、支援者、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明を含む。)があった場合に、当該障がいのある人と建設的な対話を行い、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。
 - (6) 正当な理由 障がいのある人に対して、障がい又は障がいに関連する事由 を理由として、財、サービス、各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観 的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを 得ないと認められるものをいう。

- (7) 障がいの社会モデル 障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方をいう。
- (8) 行政機関等 障害者差別解消法第2条第3号の行政機関等(市を除く。) をいう。
- (9) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者(市及び行政機関等を除く。)をいう。
- (10) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、通所し、若しくは通学する者をいう。

【解 説】

障害者基本法・障害者差別解消法の定義を基本とし、この条例で用いる言葉の 意味を規定するものです。

(1) 「障がいのある人」

障害者手帳の有無に関わらず、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において自分の考えるとおりに活動できない状態にある方を「障がいのある人」とします。また、本条例第17条(教育)にある「障がいのある児童」も含みます。

- ・身体障がい
- ・知的障がい
- 精神障がい
- ・発達障がい(学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、広汎性発達障がい等)
- ・高次脳機能障がい
- ・難病 (治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病をさします。) に起因する障がい
- ・重複障がい(異なる種類の障害者手帳を重複して取得している等)
- 若年性認知症
- ・その他の心身の機能の障がい 等

(2) 「社会的障壁」

社会の様々な仕組みや社会的構造物が、障がいのない人を中心として発展した結果、障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げになっているもののことを「社会的障壁」と定義するものです。

障がいのない人を前提として作られた事物、制度やルール、常識・慣行、観念等その他一切のものが含まれます。

(3) 「障がいを理由とする差別」

障がいを理由とする差別を「(4)不当な差別的取扱い」と「(5)合理的配慮」の不提供により、障がいのある人の権利利益を侵害することと定義するものです。

(4) 「不当な差別的取扱い」

「直接差別」「間接差別」「関連差別」「複合差別」を含むあらゆる区別、 排除又は制限であって、障がいのある人を障がいのない人と比べて不利に取り 扱うことを、不当な差別的取扱いと定義するものです。

障がいを理由とする差別は、主に<u>直接差別、間接差別、関連差別、複合差</u>別に分類されます。 (⇒9ページ参照)

(5) 「合理的配慮の提供」

合理的配慮は、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の「意思の表明(思っていることを他の人がわかるように示すこと。本人の意思表明が困難な場合に障害のある人の家族、支援者、介助者等が本人を助けて行う意思表明を含む。)」があった場合に、当該障がいのある人と建設的な対話を行い、実施に伴う対応が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を提供することを定義するものです。

「建設的な対話」とは、できる範囲で対応可能な代替手段の話し合いを行う ことです。

「過重な負担」とは、個別の事案ごとに、「事務・事業への影響の程度」「物理的・技術的・人員等の程度」「費用・負担の程度」「事務・事業の規模」「財政・財務状況」の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となります。過重な負担に当たると判断した場合

は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるとともに、代替手段の話し合いを行うことが求められます。

	差別の類型	内容	例
	直接差別	・障がいを理由にした区別、排除、制限などの異なる取扱いがなされる場合	・精神障がいのある人は、原 則として飛行機の搭乗はで きません。
不当	間接差別	・外形的には中立の基準、規 則、慣行であっても、それが 適用されることにより結果的 には他者に比較し不利益が生 じる場合	説明会に手話通訳者がいないため、内容がわからなかった。聴覚に障がいがあるが、避難所に掲示板がなかったため、放送内容がわからなかった。
な差別的取	関連差別	・障がいに関連する事由を理由 とする区別、排除又は制限な ど異なる取扱い	・車いすを使っている人は、 入店を断る。 ・盲導犬を連れて飲食店に入 店しようとした際に、「衛 生上の理由でペット同伴は お断り」という理由で入店 拒否にあう場合。
扱い	複合差別	・「女性」であり「障がいのある」ことなど障がいと障がい 以外の理由で、不当な差別的 取扱いを受けること。	・障がいがあることで、周囲 の家族や支援者が、障がい のある人の「恋愛」「結 婚」「育児」等において、 生活を制限される場合。
<u></u>	î 理的配慮の 不提供	・障がいのある人が他の者と平 等な機会を受けたり、待遇が 確保されたりするには、そ変 者の状況に応じて現状がする されたり、調整されたり されたりを されたりを であるにも関わら ず、そのための措置が講じら れない場合	・車いすを利用しているが、 店員がいる台車を動かしているので通れないので通れない。・聴見がいのある人へも見がり出ているがいの対応をし出ているにをがいるにもず、本人が、ない。

(6) 「正当な理由」

「障がいのある人に対して、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、 財、サービス、各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目 的の下に行われたものであり、障がいのある人の障がいの程度をはじめ、具体 的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となることから、 様々な視点に立った判断が必要となります。

【正当な理由の判断の視点】具体的場面や状況に応じ総合的・客観的に判断。

【正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例】

- ・ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障がいのない人とは異なる場所での対応を行うこと。
- ・ 障がいがあることを理由として、障がいのある人に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げること。
- ・ 障がいがあることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障がいのある人に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用 条件とすること。

【正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例】

- ・ 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障がい特性のある障がいのある人に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。(障がいのある人本人の安全確保の観点)
- ・ 飲食店において、車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く 等、畳を保護するための対応を行うこと。(事業者の損害発生の防止の観点)
- ・ 銀行において口座開設等の手続きを行うため、預金者となる障がいのある人本人に同行した者が、代筆をしようとした際に、必要な範囲でプライバシーに配慮しつ つ、障がいのある人本人に対し障がいの状況や本人の取引意思等を確認すること。 (障がいのある人本人の財産の保全の観点)

(7) 「障がいの社会モデル」

障がいは、障がいのある人の個人の機能的な問題である「医学モデル」の考え方から、個人の心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであると、障がいの捉え方が変わっています。社会的障壁を取り除くことは、社会の責任であり、社会的障壁を除去することは、障がいのある人をはじめ、高齢者やケガ人、妊婦等、すべての人が暮らしやすいまちづくりにつながります。

障がいの社会モデル

私たちの暮らす生活の中で、障がいのある方や高齢者、外国の方など多種多様な人々がいることを考慮せず、障がいのない人たちの事情に合わせて作られた社会になっています。

これによって生まれた、障がいのある人にとっての困りごとから「社会的障壁 (バリア)が生まれ、生活しにくく生きづらい社会環境となっています。

4 つの社会的障壁(バリア)

- ≫物理的バリア
 - 例) 段差、狭い道路、滑りやすい床
- >制度のバリア
 - 例) 学校の入学試験、資格試験
- ⇒文化・情報のバリア
 - 例)音声のみのアナウンス、防災無線のみのアナウンス
- ≫心のバリア
 - 例)偏見や差別、障がいへの無関心

社会モデル

「社会モデル」は、「障がい」は社会(モノ、環境、人的環境等)と個人の心身機能の障がいがあいまって作り出されたものであり、その障壁を取り除くのは社会の全体の問題として捉える考え方です。

例) 階段しかないと、車いすでは2階に上がれませんが、エレベーターが設置されれば 車いすでも2階に上がることができます。

(8) 「行政機関等」

市を除く国・県の行政機関、独立行政法人等をいいます。

(9) 「事業者」

市内において商業その他の事業を行う者(市及び行政機関等を除く。)をいいます。本部が他市町村にあり、店舗が市内にある場合は、市内にある店舗のみを対象とするものです。

(10) 「市民」

居住、通勤先、通所先、通学先のいずれかが行田市内であるものをさします。したがって、住民票が行田市にあったとしても、実際に居住している場所が市外である場合は「市民」に該当しないこととなります。

ポイント

条例で使用している言葉の意味をあらわしています。

(基本理念)

- 第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進による共生社会の実現は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)の下に行わなければならない。
 - (1) 障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、恋愛、結婚、出産、育児等その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること。
 - (2) 障がいのある人が地域で自立し、及び社会参加するため、どこで誰と生活するか、どのように学び、就業し、活動するか等について、障がいのある人の選択や意思決定を尊重すること。
 - (3) 障がいのある人の選択や意思が尊重されるよう、必要な支援に取り組むこと。この場合において、障がいのある児童には、成人の障がいのある人とは異なる支援の必要性があることに留意すること。
 - (4) 障がいを理由とする差別は、障がい及び障がいのある人に関する理解の不 足又は偏見から生じ得ることから、全ての市民が障がい及び障がいのある人 に関する理解を深める必要があること。
 - (5) 多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本とすること。
 - (6) 障がいのある人もない人も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の違いを理解し、互いにその人格と個性を尊重すること。
 - (7) 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、 全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に 協力すること。
 - (8) 障がいのある女性が、障がい及び性別により困難な状況に置かれている場合等、障がいのある人が、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた合理的配慮がなされること。

【解 説】

この条例の基本理念を定めるものです。

(1) 基本的人権と生活の保障

障害者基本法を踏まえ規定しています。また、「恋愛」「結婚」「出産」「育児」等の文言を具体的に明記し、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを規定したものです。なお、「進学」「通所」「就職」等、成長過程における場面も含みます。

(2) 地域で自立し、社会参加するための選択と意思決定を尊重

障がいのある人が地域で自立及び社会参加するための選択や意思決定を尊重することを規定しています。

(3) 意思を尊重するために必要な支援の実施

障がいのある人の選択及び意思が尊重されるために必要な支援について規定しています。障がいのある児童には、成人の障がいのある人とは異なる支援の必要性があることに留意します。

(4) 障がい及び障がいのある人に関する理解の促進

障がいを理由とする差別が、障がいのある人についての理解不足や偏見が原因となっている場合があると考え、すべての市民が障がいや障がいのある人についての理解を深める必要性について規定しています。

(5) 障がいの社会モデルに関する理解の促進

障がいは、社会(モノ、環境、人的環境など)と個人の心身機能の障がいがあいまってつくりだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であること。社会全体の問題として起こる障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本とすることを規定しています。

(6) 人格と個性の尊重

障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し人格と個性を認め合うことが条例の目的である共生社会の実現に重要であることから規定しています。

(7) 共生社会の実現に向け相互協力

社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に協力す

ることを規定しています。

(8) 性別・年齢等により困難な状況に応じた適切な配慮

障がいのある女性が、これまで、障がい及び性別による複合的な原因により、恋愛や結婚等において、障がいのない人と比較しても困難な状況に置かれてきたことから、合理的配慮の提供に関し、その状況に応じた配慮を必要とすること。

また、人種・性別・性的指向・性自認など複数の個人の考え方が組み合わさって起きる様々な差別の現状に目を向け、焦点のあたりづらい差別を受けている当事者を可視化すための概念(インターセクショナリティ)の考え方に基づき、外国にルーツを持つ人等、差別を受けやすい立場の方も含み、特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされることを規定しています。

ポイント

障がいを理由とする差別をなくしていくために必要考え方についてあらわしています。

性別、年齢等(男性 女性、LGBTQ、性自認(自身で考える性別))

- ・L(:レズビアン)女性の同性愛者(心の性が女性で好きになる性も女性)
- ・G (:ゲイ) 男性の同性愛者(心の性が男性で好きになる性も男性)
- ・B (:バイセクシャル)両性愛者(好きになる性が女性・男性にも向いている)
- ・T:トランスジェンダー)「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人
- ・Q: クイア 規範的な性のあり方以外を包括する言葉
 - : クエスチョニング 自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人のことを指す。
- ・性自認(自身の性をどのように認識しているか。「心の性」とも言われることもある。
- *「LGBTQ」に「+(プラス)」をつけて「LGBT+」や、複数形の「s」を付けて「LGBTs」と言われることもある。これは性的マイノリティといっても、多様な人がいるため、容易に一括りにすることができないことを意味している。

(日本財団ホームページより一部抜粋)

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、事業者、市民、その他関係者と 連携し、及び協力を図るものとする。
- 3 市は、事業者、市民、その他関係者と連携し、本条例の普及を図るものとする。

【解 説】

市の責務を明記し、その役割を明確にするものです。

<市が取り組むこと>

- 〇障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた市の取組みを計画的に実施する こと。
- 〇障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組みを、事業者、市民等と連携・協力しながら、総合的・計画的に実施すること。
- 〇事業者、市民、その他関係者と連携し、条例の普及を図ること。

ポイント

障がいを理由とする差別をなくしていくために、市役所で取り組んでいく内容 についてあらわしています。

また、市役所の進める取り組みは、お店や会社等の事業者や市民のみなさんの協力が必要となります。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい、障がいのある人及び障がいの 社会モデルに対する理解を深めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力 するとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むもの とする。
- 3 事業者は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

【解 説】

事業者の責務を明記し、その役割を明確にするものです。

<事業者が取り組むこと>

- 〇障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めること。
- 〇市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力し、障がいを 理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むこと。
- 〇本条例の普及に関し、市に協力すること。

ポイント

障がいを理由とする差別をなくしていくために、お店や会社等で取り組んでい く内容についてあらわしています。

また、お店や会社等の事業者は、市民と一緒に市役所の進めるに取り組みに協力し取り組んでいくことが必要となります。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい、障がいのある人及び障がいの社 会モデルに対する理解を深めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び事業者が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力するとともに、障がいのある人の意思を尊重しつつ、障がいのある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
- 3 市民は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

【解 説】

市民の責務を明記し、その役割を明確にするものです。

<市民が取組むこと>

- 〇障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めること。
- ○市や事業者が実施する差別を解消する取組に協力し、障がいのある人の意思を 尊重し、障がいのある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社 会の実現に寄与するよう努めること。
- 〇本条例の普及に関し、市に協力すること。

ポイント

市民は、障がいのある人が日々の生活で感じている困りごとや生活のしづらさについて理解し、市役所や事業者の取り組みに協力して、みんなで生活していける社会を実現するために協力することが必要となります。

(障がい者計画との関係)

第7条 市は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策について、障害者基本法第11条第3項の規定により策定された行田市障がい者計画に定めるものとする。

【解 説】

第5期「行田市障がい者計画」(令和6年度から令和11年度)において、 障がいを理由とする差別の解消に関する施策を定め、施策に取り組むもので す。以降に策定する障がい者計画においても同様に取り組むものです。

ポイント

障がいを理由とした差別をなくしていくために、行田市障がい者計画にて、どのような取り組みをしていくかを決め、取り組んでいきます。

第2章 障がいを理由とする差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人に対し、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

【解 説】

どんな人であっても、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、 障がいのある人の権利利益を侵害してはならない旨を明記するものです。

この条例では、「令和2年度行田市障がい者差別についてのアンケート調査」において回答の多かった「福祉」「医療」「教育」「雇用」「居住」「交通」「商業」を明記しています。また、それ以外の分野を「その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野」とすることで「日常生活及び社会生活のあらゆる分野」で「不当な差別的取扱いの禁止」を規定するものです。

なお、「何人も」の中には、障がいのある人自身も含まれます。

ポイント

障がいのある人もない人も、障がいのある人に対し、差別的な言動や対応をすることをやめましょう。

障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野 福祉 教育 雇用 交通 医療 交通 居住 る業

(参考) 日常生活又は社会生活に関する分野のイメージ

	・障がい福祉サービス事業所
「福祉」分野	・高齢者サービス事業所
	・保育園 等
「医療」分野	医療機関(病院、診療所、薬局等) 等
「松本」八冊	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・高等学校
「教育」分野 	·大学 · 専門学校等
「雇用」分野	・職場・ハローワーク等
「居住」分野	・アパート ・賃貸住宅 ・借家 等
「交通」分野	・公共交通機関(鉄道、バス、タクシー等) 等
「商業」分野	・商店 ・スーパー ・コンビニエンスストア 等
その他あらゆる日常生	・上記も含めた、日常生活、社会生活の中でおこりうる
活・社会生活の場面	あらゆる生活の場面

【不当な差別的取扱いの事例】

福祉:福祉サービスの提供を施設側が一方的に制限してしまう。

医 療:視覚障がいがあり、目が見えないのに、検査の時に「こっちにきて」 「あっちにいって」といわれる。障がいを理解し、適切な対応をして欲し い。

雇 用:知的障がいがあり、障がい者枠で就職したにも関わらず、他の職員から 「仕事が遅い。」と怒鳴られた。

交 通:バスターミナルなどで、バスの乗り場の案内が掲示板にしか表示されていなかったため、乗り場がわからず困った。のりば等、音声でのアナウンスもしてほしい。

居 住:精神障害者福祉手帳を取得していることがわかったら契約してもらえな かった。

商業: 盲導犬の入店を拒否された。事業者にほじょ犬の制度について知って欲しい

日常生活:地域ゴミだしをしていた際、精神障がいのあるとの理由から、近所の 住民が避けるように無視されてしまった。

社会生活: 視覚に障がいがあるが、登山のイベントに参加した時に、付き添いの 人がいないと危ないという理由で参加が認められなかった。

行政機関等:聴覚に障がいがある人が、窓口等窓口の職員がマスクをしている と、口の動きが読み取れず、何を話しているかわからない。 (合理的配慮の提供)

- 第9条 市及び行政機関等は、その事務又は事業の実施に当たり、社会的障壁の 除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。
- 2 事業者は、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

【解 説】

市及び行政機関等は、事務や事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を提供しなければならない旨を規定したものです。

合理的配慮は、障がいのある人からの意思表明があったとき、過重な負担が ない範囲で提供するものです。

本条例では、第8条(不当な差別的取扱いの禁止)と同様、「令和2年度行田市障がい者差別に関するアンケート調査」において回答の多かった、「福祉」「医療」「教育」「雇用」「居住」「交通」「商業」の文言を明記しています。また、それ以外の分野を「その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野」と明記し、日常生活及び社会生活のあらゆる分野で、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない旨を規定するものです。

ポイント

合理的配慮の提供は、障がいの程度や対応する店の設備や人員により変わることがあります。障がいのある人から生活をしていく中で助けを求められたら、みんなで気配りができるよう取り組んでいきましょう。

【合理的配慮の例】

【参照:内閣府HPより】

合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮 (例:肢体不自由)



【障害のある人からの申出】 飲食店で車椅子のまま着席したい。



意思疎通への配慮

(例:弱視難聴)

【障害のある人からの申出】 難聴のため筆談によるコミュニケー ションを希望したが、弱視でもある ため細いペンや小さな文字では読み づらい。



ルール・慣行の柔軟な変更

(例:学習障害)

【障害のある人からの申出】 文字の読み書きに時間がかかるため、 セミナーへ参加中にホワイトボード を最後まで書き写すことができない。



【申出への対応(合理 的配慮の提供)】 机に備え付けの椅子を 片付けて、車椅子のま ま着席できるスペースを 確保した。



【申出への対応(合理的配慮の提供)】 太いペンで大きな文字を書いて筆談 を行った。



【申出への対応(合理的配慮の提供)】 書き写す代わりに、デジタルカメラ、 スマートフォン、タブレット型端末 などで、ホワイトボードを撮影でき ることとした。

【合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例】

・自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障がいのある人からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座 席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断る。

【合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例】

- ・飲食店において、食事介助等を求められた場合に、当該飲食店が食事介助等を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。
- (必要とされている範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- ・小売店において、混雑時に視覚に障がいのある人から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求められた場合に、混雑時のための付添いはできないが、店員が買い物リストを書き留めて商品を準備することができる旨を提案すること。(過重な負担「人的・体制上の制約」の観点)

(参考:障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(一部抜粋))

(環境の整備)

- 第10条 市、行政機関等及び事業者は、障がい、障がいのある人及び障がいの 社会モデルに対する理解の下、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要と している旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施 についての合理的配慮の提供を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改 善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める ものとする。
- 2 市は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供 を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施する よう努めるものとする。

【解 説】

障害者差別解消法第5条の「事前的改善措置」(施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス及び介助者等の人的支援、障がいのある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの効能等)について規定するものです。

また、障害者差別解消法と比べ、以下の点を加えました。

- ・障がいのある人からの求めがなくても積極的に整備に努めていくことを明確に するため、「意思の表明があるか否かに関わらず」を追記しました。
- ・障がいのある人の目線に立った環境の整備を望む意見があったことを踏まえ、 事前的改善措置の前提として重要である「障がい、障がいのある人及び障がい の社会的障壁に対する理解」を明記しました。
- ・市が、事業者に対し、情報提供などの支援に努める旨を加えました。

【参考資料】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律〔平成二十五年六月二十六日 号外法律第六十五号〕 (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的 な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員 に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

ポイント

市役所や事業者は、これから設置する建物や構造物の整備を考えるにあたり、 みんなが生活しやすいよう必要な環境の整備を進めていきましょう。 第3章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制

(相談)

- 第11条 障がいのある人、その家族その他の関係者又は事業者(次項において「相談者」という。)は、市に対し、市内で発生した障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案(以下「差別事案」という。)に関する相談をすることができる。
- 2 市は、差別事案に関する相談があったときは、その情報を収集し、相談者又は当該相談内容に関わる者に対し、必要に応じて次に掲げる対応をするものとする。
 - (1) 相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと。
 - (2) 必要な情報提供を行うこと。
 - (3) 関係者間の調整を行うこと。
 - (4) その他必要な助言及び関係機関への取次ぎを行うこと。

【解 説】

障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争(もめごと)防止等のための体制について規定するものです。

いわゆる「たらい回し」の相談体制にならないよう、市では健康福祉部福祉 課を窓口とすることにより、相談しやすい体制づくりを進めます。

ポイント

障がいのある人やその家族、関係者または事業者は、市内で発生した障がいを 理由とする差別があったときは、行田市役所福祉課へ相談しましょう。

お互いが理解し、解決していけるよう、市役所が取り組んでいきます。

(あっせんの申立て)

- 第12条 障がいのある市民、その家族その他の関係者は、市長に対し、差別事案を解決するために必要なあっせんの申立て(以下「あっせんの申立て」という。)を前条第1項の相談をした後にすることができる。この場合において、緊急の必要があると市長が認めるときは、前条第1項の相談をせずにあっせんの申立てをすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あっせん の申立てをすることができない。
 - (1) あっせんの申立てをすることが当該障がいのある市民の意に反すると認められるとき。
 - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)による 紛争の解決の手続をすることができるとき。
 - (3) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その最後の行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。)
 - (4) 行政不服審査法(平成26年法律第68号) その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができるとき。

【解 説】

差別事案について、第11条に規定する相談を受け、福祉課が助言等を行った結果、本人同士で合意が図られなかった場合に、市長に対し、あっせんの申立てができることを規定するものです。この場合の「あっせん」とは、障がいのある人と差別に該当すると思われる事案の当事者との間に入り、当該差別事案に関して、公正中立な立場から調整案を提示することを言います。

〇申立てができる差別事案

市内で発生した障がいを理由とする差別に関する事案

〇申立てができる市民

市内在住、在勤、在学者、市内事業所への通所者に限らず、買い物や観光で

行田市を訪れる人等を含みます。

○その家族その他の関係者

障がいのある人の保護者又は後見人、障がいのある人を支援する相談支援事業者や通所施設等の福祉事業者等を含みます。

- (1) 市長に対するあっせんの申立ては、当該障がいのある市民の意思を最優先とし、その家族その他の関係者が行う場合において、あっせんの申立てをすることが当該障がいのある市民の意思に反すると認められるときは、あっせんの申立てをすることができません。
- (2) 障害者差別解消法では、行政機関等や事業者が事業主として労働者に対して行う差別を解消するための措置については、障害者雇用促進法によると規定しています。障害者雇用促進法では、紛争解決についての規定があるため、この条例に基づくあっせんの申立てはできません。
- (3) 当該差別事案の発生した日(継続する事案の場合は終了日からとする)から、3年を経過した場合は、事実関係を確認することが困難なため、やむを得ない理由(差別等事案の発生当時、申立てを行うことにより、事業所等において重ねて不利な状況におかれることが明白に考えられる場合等)がある場合を除き、申立てすることはできません。
- (4) 行政機関等の処分については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる場合は、あっせんの申立てをすることができません。

ポイント

障がいのある人やその家族・関係者は、市役所に相談しても問題が解決しないときは、行田市長に解決に向けたお願いをすることができます。

ただし、障がいのある人の意思と反する場合や他の法律などで解決の手続きが できる場合、差別があってから3年以上たっている場合は、解決に向けたお願い をすることができません。 (あっせん)

- 第13条 市長は、あっせんの申立てがあったときは、行田市附属機関等の設置 及び運営に関する要綱(平成14年訓令第3号)第3条の規定により設置する 行田市障害者等支援協議会(以下「支援協議会」という。)にあっせんを行う よう求めるものとする。
- 2 支援協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除 き、あっせんの手続を開始するものする。
 - (1) あっせんの必要がないと認めるとき。
 - (2) 当該差別事案がその性質上あっせんをするのに適当でないと認めるとき。
- 3 支援協議会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当該差別事案の関係者に支援協議会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 支援協議会は、あっせんの手続の開始後においても、第2項各号のいずれか に該当することが明らかになったときは、当該手続を中止することができる。
- 5 支援協議会は、第1項の規定による求めによりあっせんを行ったとき又は第 2項各号のいずれかに該当するとしてあっせんの手続を行わない若しくは前項 の規定によりあっせんの手続を中止したときは、市長にその旨を報告するもの とする。

【解 説】

あっせんの申立てがあった際のあっせんの手順について規定するものです。

あっせんの申立てがあった際は、市長が行田市附属機関等である「行田市障害 者等支援協議会」にあっせんを行うよう求めることとしています。

【あっせんの手続きを行わないとき】

- 例) ①申立てのあった事案が明らかに差別事案に該当しない場合
 - ②支援協議会が申立てのあった事案の事実関係を調査しても、事実関係の解明が難しい場合
 - ③性質上あっせんするのに適当でない場合(単に相手に対し謝罪を求める場合)

などが考えられます。

ポイント

行田市長に解決に向けたお願いをしたときは、行田市障害者等支援協議会の委 員の皆さんが解決に向けた話し合いをしていくことになります。 (勧告及び公表の措置)

- 第14条 支援協議会は、障がいを理由とする差別を行ったとされる者が、支援 協議会が作成したあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず あっせんに従わないときは、その旨を市長へ報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合であって、必要があると認めるときは、障がいを理由とする差別を行った者に対して、障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応をするよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に 従わなかった場合は、その旨を公表することができる。
- 5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公 表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会 を与えなければならない。

【解 説】

支援協議会によるあっせん案を通知したにもかかわらず、差別事案が解決しない場合における「勧告」及び「公表」の手続きについて定めたものです。

第1項:市長への報告

支援協議会があっせんを行ったにも関わらず、差別をしたと認められる者が、 あっせん案を受け入れないまたは受け入れたにも関わらずこれに従わないとき は、支援協議会はそのことを市長に報告するものです。

<u>第2項:勧告</u>

市長は、前項の規定による報告があった場合、必要があると認めるときは、 障がいを理由とする差別を行った者に対して、障がいを理由とする差別を解消 するために必要な対応をするように勧告(申し入れ)することができる。勧告 の内容となる「障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応」とは、 具体的には支援協議会があっせん案として提示した内容を想定します。

第3項:勧告前 意見を述べる機会

市長が勧告をしようとするときは、あらかじめ、勧告の対象となっている旨を相手方に通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。これは、勧告が、不利益処分である第4項(公表)の前段階の手続きとしての機能を有しており、事実上勧告の相手方にとって不利益な影響が及ぶ点に鑑み、手続の公平性から相手方に意見を述べる機会を与えるためにおこなうものです。

<u>第4項:公表</u>

市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、勧告の相手方が「障がいを理由とする差別の禁止」に反するものと認め、その旨を公表するものです。

この手続きにより、相手方にとっては公表により大きな不利益を伴う結果と なる恐れがあります。

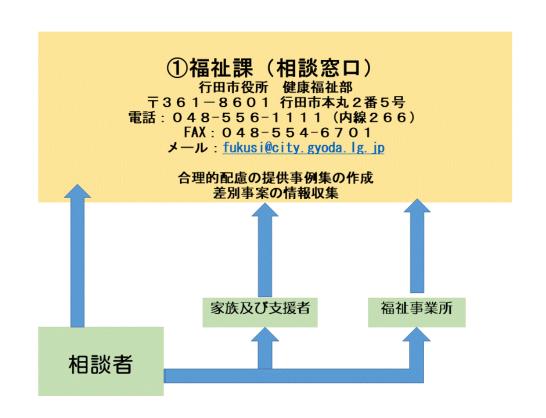
第5項:公表前 意見を述べる機会

市長が公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となっている旨を相手方に対して通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならないとするものです。これは公表の相手方にとって不利益な影響が及ぶ点を考えて、手続きの公平性から相手方に意見を述べる機会を与えるために行うものです。

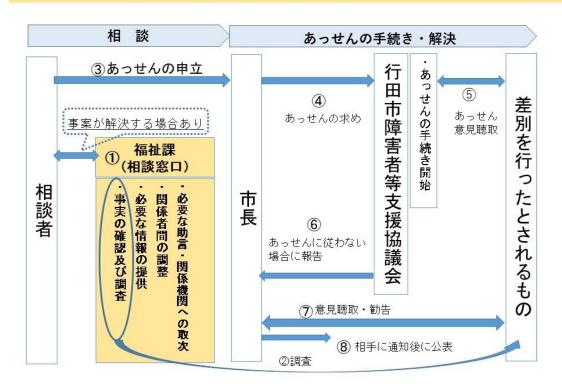
なお、本条例において「公表」以上の制裁をすることは想定しておりません。

ポイント

行田市障害者等支援協議会の委員の皆さんが考えたことについて、差別をした人が従わない場合は、市長にそのことを伝えて、差別をした人に「このようにしなさい」と伝えることになります。また、それでも解決しない場合は、差別事案について、皆さんに公表することになります。なお、その前に、差別をした人の意見を同協議会が聞くこととなります。



第11条~第14条 相談及び紛争の防止等のための流れ



第4章 共生社会の実現に向けた取組

(情報の収集、整理及び提供)

第15条 市は、不当な差別的取扱いをすることによる障がいのある人の権利利益の侵害防止及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うことに資するため、障がいの分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供事例等の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

【解 説】

市は、障がいの分野ごとに不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供事例等の情報収集、整理及び提供について規定したものです。

事例の収集・整理に当たっては、内閣府をはじめ各府省庁や埼玉県、近隣自治体地方公共団体と連携・協力し、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、特に障がいのある女性やこども等に対し実態を踏まえた合理的配慮の提供が可能となるよう、性別や年齢等も含めて幅広く情報が収集できるよう努めていくものです。

ポイント

市役所は、みんなが安心して生活できる社会を目指して、障がいを理由とする 差別について、他の市町村の情報や取り組みについて、整理しまとめていきます。 (相互理解の促進)

- 第16条 市は、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深め、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する事業者及び市民の理解及び関心の増進が図られるよう、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を計画的に推進するものとする。
- 2 市は、日常生活又は社会生活に関する分野において、障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し、又は交流する機会を創出することその他必要な取組により、その相互理解を促進するものとする。
- 3 障がいのある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現を図るもの とする。

【解 説】

障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する関心と理解を深め、 相互理解を促進することで、共生社会の実現に資するよう規定するものです。

障がいのある人もない人も、お互いに理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的とし、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する知識を地域に広め、理解してもらうための活動を障がい者計画に定め、推進するものです。障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し、又は交流する機会を作り出すことや、その他必要な取組により、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を促進するものです。

ポイント

障がいのある人と、障がいのない人がお互いに理解し合い、皆で支え合うまちをつくっていきます。

(教育)

- 第17条 市は、障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶことができる 包括的な教育を実施するため、障がいのある児童が障がいの特性に応じた教育 を受けることができるよう必要な施策を推進するものとする。
- 2 市は、障がいのある児童と障がいのない児童との交流の機会の創出その他の必要な取組により、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を促進するものとする。

【解 説】

障がいのある児童に対する教育について定めるものです。

第1項の「障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障がいのある児童が障がいの特性に応じた教育をうけることができるようにする」とは、いわゆる「インクルーシブ教育の推進」をいいます。これには、「特別支援学校等に在籍する障がいのある児童とその児童が居住する地域の学校との交流学習等」の推進も含まれます。

第2項では、障がいのある児童と障がいのない児童との交流の機会の創出やその他関連する必要な取組を進めるにあたり、障がいの社会モデルに対する理解を 促進することとしています。

ポイント

市は、障がいのある児童と障がいのない児童が一緒に学んでいくことができる ようにするため、必要な取組を進めてまいります。

(意思疎通)

- 第18条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得し、又は理解しやすくする ため、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及を図る とともに、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、行田市手話言語条例(平成29年条例第40号)により、手話への理解及び手話の普及の促進を図るものとする。

【解 説】

検討委員会委員、当事者等ヒアリングの中で、障がいの特性に応じた意思疎通(思ったことを伝えあう)手段の重要性について意見があったことから、意思疎通手段の普及を図るための必要な施策を講ずる旨を明確にしたものです。

また、手話言語条例による必要な施策を講ずるため、障がい者計画との整合性を図り、手話への理解及び普及の促進を図るものです。

<施策の例>

- 手話講習会、手話通訳者養成講座等の実施
- ・障がいの特性に応じた意思疎通手段の調査研究 等

ポイント

障がいのある人がわかるような伝え方の取り組みをしていきます。点字や手話 を広めるための活動をすすめていきます。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

【解 説】

この条例の施行に関して「相談」「あっせんの申立て」の手続きや、「勧告」 「公表」の方法などについて必要な事項を行田市障がい者差別解消条例施行規則 で定める旨を規定したものです。

ポイント

この条例に書いてあることのほか、必要なことは規則で決めていきます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年12月9日から施行する。ただし、第12条から第1 4条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が施 行されるまでの経過措置)

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号)が施行されるまでの間における第9条第2項の規定の適用について、同項中「提供を行わなければならない」とあるのは「提供を行うよう努めなければならない」とする。

【解 説】

令和5年9月市議会定例会へ上程(予定)。可決された場合、令和5年 10月1日公布、周知期間を経て令和5年12月9日「障がい者の日」に施 行するものです。(第12条から第14条は、改正障害者差別解消法の施行 日である令和6年4月1日より施行となります。)

条例の施行状況や社会情勢の推移等を勘案し、一定期間経過後 (3年毎) に見直しを行うことを明記しています。

改正障害者差別解消法の施行日までは、事業者の合理的配慮の提供は「努力義務」(できるように努力してください)とするものです。

行田市障がい者差別解消推進条例・検討経過記録

年月日	概 要
A 4	行田市障がい者ネットワーク(会長:田島幸夫)より、「障
令和元年12月19日 	がい者差別解消に向けての要望書」の提出
	行田市障がい者ネットワーク(会長:渡辺真一)より、市議
令和2年8月5日	会へ「障がい者差別解消条例策定に向けた請願」の提出あり
	令和2年9月議会で賛成多数により「採択」
令和2年12月15日	市内の障がい者団体、障がい者福祉事業所等を利用している
→ 和 2 年 1 2 月 1 3 日	本人又はその家族や支援者等へ「令和2年度障がい者差別につ
T 711044730	じてのアンケート」を実施
令和3年11月18日	(仮称)行田市障がい者差別解消条例検討委員会を設置し、
11/H0-7-11/11/0H	条例の検討に入る。
	第1回検討委員会
令和3年12月24日	・委嘱状の交付、正副委員長の互選
	・条例検討までの経緯説明
	第2回検討委員会
	・当事者団体等ヒアリング
令和4年3月24日 	(manabiyori(発達障がい児(者)の父母の会)、視覚障害
	者協会、聴覚障害者の会)
	・条例構成要素(案)の確認
	第3回検討委員会
令和4年4月25日	・当事者団体等ヒアリング
	(肢体不自由児者父母の会、内部障がい(事務局報告))
	・条例(素案)の提示
令和4年7月11日	第4回検討委員会 ・条例(素案)の修正、名称の確認
令和4年11月7日	第5回検討委員会 ・条例(素案)の修正
│ │ 令和5年1月25日	「木穴」(米木)の珍里
~2月28日	・市民意見募集(パブリックコメント)実施
27,123	第6回検討委員会
 令和5年5月26日	・市民意見募集(パブリックコメント)の修正・確認
	・条例(案)の確認
	第7回検討委員会
令和5年8月9日	・逐条解説(案)の確認
A 1-5 to 0 to 00 to	令和5年9月定例会
令和5年8月29日 	行田市障がい者差別解消推進条例を上程
+ 🕁	第8回検討委員会
未定	・逐条解説(案)の修正・確認